

○須高行政事務組合第2号会計年度任用職員の給料に係る級及び号俸の決定に関する規則

(令和2年3月27日)

須高行政事務組合規則第4号)

(趣旨)

第1条 この規則は、須高行政事務組合第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第3号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、須坂市第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年須坂市条例第28号）第8条の規定により、条例第1条に規定する第2号会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に支給する給料の級及び号俸の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料に係る級及び号俸の決定)

第2条 フルタイム会計年度任用職員の給料に係る級及び号俸の決定については、須坂市第2号会計年度任用職員の給料に係る級及び号俸の決定に関する規則（令和元年須坂市規則第19号）の例による。ただし、同規則第6条の規定にかかわらず退職手当については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、長野県市町村総合事務組合に事務を委託する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。